

## 消費者の事故物件に対する理解深める

国土交通省から「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」が公表されて1年が経ちます。深刻な話も聞かれる中で、ガイドラインの整備で変化が見られるようになつてきました。



「過去の人の死」に対処して、明文化されたことで円滑に進んでいます

ガイドラインは、取引の対象不動産において過去に生じた人の死に関する事案について、告知に係る判断基準がないため、取引現場の判断が難しく、円滑な流通や安心でできる取引が阻害されましたことへの対策として策定されたものです。

まずガイドラインでは、宅地建物取引業者が媒介を行う場合、売主・貸主に対し、告知書等に過去に生じた事案についての記載を求めるにより、媒介活動に伴う通常の情報収集としての調査義務を果たしたものとしています。

告知については、原則として、人の死に関する事案が、取引の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる場合には、これを告げなければならぬとし、一方、取引の対象不動産で発生した自然死・日常生活中の死については、原則として告げなくともよい、としました。

### 告知基準の明確化でトラブル回避に期待

また、賃貸借取引の対象不動産・日常生活において、通常使用する必要がある集合住宅の共用部分で発生した自然死、日常生活の中での不慮の死以外の死が発生した場合、事案発生から概ね3年が経過した後は、やは

り告知は、原則として不要です。ただし、告げなくてもよいとした場合でも、人の死の発生から経過した期間や死因に関わらず、買主・借主から事案の有無について問われた場合は、告げる必要があります。

そして、個々の不動産取引においては、借主が納得して判断した上で取引が行われることが重要であると結んでいます。

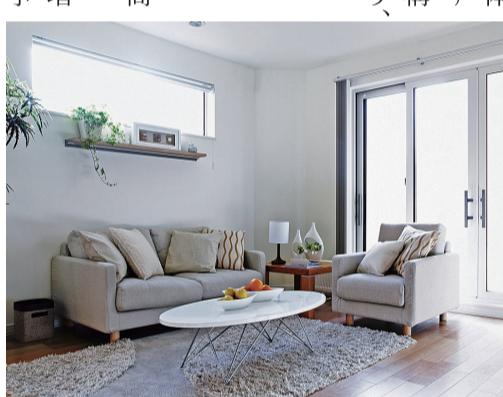
ガイドラインが公表され



ガイドラインが策定され、告知の判断基準が明確になりました



## 入居者の募集に支障を来している場合



構成されていましたが、物件の築浅化と建て替えが意外と早く進んでいるのに驚かされます。

賃貸市場では築7年ものが4

建物の傷みが部分的な補修やリフォームのレベルでは対応できないといった場合、思い切って建て直すのも経営再建の切り札になります。物件が古くなつて、入居者募集にも支障を来している場合、立地・環境、手持ち資金、新商品（賃貸住宅）の内容等を考慮して、建て替えも視野に入れて検討されてはいかがでしょ

めることもあります。物件が古くなつて、入居者募集にも支障を来している場合、立地・環境、手持ち資金、新商品（賃貸住宅）の内容等を考慮して、建て替えも視野に入れて検討されてはいかがでしょ

めることもあります。今年も残り3ヶ月ほどとなりました。天候が不順の中、お客様の来店が相次いでいます。皆様それぞれ好みも予算も間取りも様々ですが、ご希望に沿うようにご案内しておきます。入居条件の確認に連絡を差し上げることがありますが、よろしくお願いします。

### ちょっと一服



がこのほど発表した「よのなか調査(生活者編)」によると、1年以内に検討もししくは実施したアクションは、「国内旅行」「賃貸の契約」「長期的金融投資」などが7割を超えています。

な住生活を実現するための啓発活動を開催する、令和4年度の「住生活月間」が、国土交通省、地方公共団体等によって、10月1日から31日まで開催されます。



ンボの実績を見せてています。今日は、新築、建て替えが活発なのは、根強い賃貸経営への投資意欲を支える低金利の継続に加えて、人口減少が伸びてきた

%,そして築17年までのもので全体の約56%を占めています。令和3年の平均築後年数は14・2年と、5年前と比べ4・3年も新しくなっています。いは30~40年もので賃貸市場が

入居者的人気が高いこともあって、築浅の存在感が増し、市場での競争は新築がどうしても有利になります。

そこで築30年、40年を経過しても空室が埋まらない、賃貸経営が新しく始められます。

## 賃貸市場における物件の築浅化進む

賃貸住宅の新設増が全国的に続いています。7月は前年同月比約1・5%増と17ヶ月連続の増加です。また、今年1~7月の7カ月間では、前年比約6・5%増の約19万4千戸とハイテ

ことが、市場を底堅く支えているのは見逃せません。また、なんといつても部屋をお探しのお客様が、新築を好まれる傾向が強いため反映しています。

現在の賃貸住宅の築年数は、新築～築7年ものが市場の約44

年と、築17年までのもので全体の約56%を占めています。令和3年の平均築後年数は14・2年と、5年前と比べ4・3年も新しくなっています。いは30~40年もので賃貸市場が

入居者的人気が高いこともあって、築浅の存在感が増し、市場での競争は新築がどうしても有利になります。

そこで築30年、40年を経過しても空室が埋まらない、賃貸経営が新しく始められます。

## 情報パック



### 火災保険の保険料が10月1日から改定

## 賃貸経営上、リスク回避のための必要経費オーナー様に必要、最適な保険をご提案

何もなければ掛け金を損した気分になる「保険」ですが、もし何か災害に直面することになれば、支払われる補償は実にありがたいものです。それだけに万一の災害から大事な物件を守る手立てとして、保険は普段から必要に応じて加入するなど、不慮の災害に備えておくのが、賃貸経営上からも求められます。

その「火災保険」の保険料がこの10月1日から改定されます。この機会にぜひ現状の加入状況をチェックして、相応しい内容に見直してみてください。

今回の改訂のポイントは、次の3点です。  
①保険料の改定：火災保険料

の目安となる参考純率が、全国平均で過去最大の10.9%引き上げられます。そのために保険料が値上がりしますが、プラン内容や地域によって保険料の値下げもあります。

②保険期間の改定：長期契約の10年契約が廃止され、保険期間の最長が5年になります。契約期間が短縮することで、長期割引率の適用が少なくなり、実質的な値上げとなります。これからは5年ごとの更新となります。

③免責金額の改定：事故が起きた際の建物、家財の破損、汚損についての自己負担額（免責金額）が引き上げられます。

### 同時に「地震保険」も改定

なお、火災保険の改訂に合わせて

#### 「火災保険」改訂のポイント

- ・保険料の改定  
(参考純率が全国平均で10.9%引き上げ)
- ・保険期間の改定  
(契約期間が最長10年から5年に短縮)
- ・免責金額の改定  
(自己負担額の引き上げ)

地震や噴火による損害に備える「地震保険」も10月1日以降、改定されます。地震保険は建物の所在地と建物構造で保険料が違ってきます。今回の改訂でも値上げの都道府県と値下げされる都道府県があります。

やはり、保険は自然災害のリスク回避のためにも、賃貸経営上、必要経費と捉えて、最適なプランを取り入れたいものです。

保険の見直し等は専門的で難しい点が多いため、分からないうれば何なりとご相談ください。オーナー様に必要、最適な保険をご提案させていただきます。

### 来店のお客様にはご希望に沿うようにご案内しております

な住生活を実現するための啓発活動を開催する、令和4年度の「住生活月間」が、国土交通省、地方公共団体等によって、10月1日から31日まで開催されます。

そこで、(株)リクルートがこのほど発表した「よのなか調査(生活者編)」によると、1年以内に検討もししくは実施したアクションは、「入籍・結婚」「賃貸の契約」「長期的金融投資」などが7割を超えています。

